

市民政策コメント

鳥取市景観計画(案)

みなさんのご意見をお寄せください

本市は、日本最大の砂丘として知られる鳥取砂丘をはじめ、紺碧の日本海や湖山池、清らかな流れの千代川、市街地にそびえる久松山など、水と緑豊かな自然景観を多数有しています。また、山城の鳥取城跡、鹿野城下町、因幡国庁跡など、多くの歴史的・文化的景観が当時の面

影を残しています。本市は、これらの個性あふれる資源を次の世代へ伝えていくため、景観まちづくりの指針となる「鳥取市景観計画」の策定を進めています。

このたび、「鳥取市景観形成審議会」で検討を進めてきた計画(案)がまとまりましたので、お知らせします。

計画の概要

景観計画区域

本市全域を本計画の適用対象区域と定めます。

景観形成重点区域

景観計画区域のうち、景観形成上特に重要な次の4地域を景観形成重点区域とし、より厳しい基準により景観形成を重点的に推進します。

▶久松山山系地域 ▶湖山池地域 ▶因幡白兎地域
▶鹿野城下町地域

※今後、住民提案または住民などとの合意形成に基づき、新たな地域を追加指定することができます。

景観形成の対象および主な規制内容

届出対象

本市全域における、一定規模以上の建築物・工作物の建築、土石の採取、木竹の伐採、屋外での土石・物品などの堆積などを行う場合は届け出が必要です。

●例えば…

本市全域の建築物の新築などの場合、高さ13m超、または建築面積1000平方m超(商業系および工業系の用途地域の場合は、高さ20m、建築面積1500平方m超)のものが届出対象となります。なお、景観形成重点区域の中には、さらに小規模なものでも届け出が必要な区域があります。

主な規制内容

▶建築物・工作物の建築の場合は、外壁などで利用できる色彩を数値化します。

▶土石の採取の場合は、長大な法面または、擁壁が必要とならないようにすることとします。

▶木竹の伐採の場合は、伐採後すみやかに緑化を行うこととします。

▶土石・物品などを堆積する場合は、遮へいを行う塀の色彩などについて数値化します。

※景観形成重点区域は、基本的にこれらの規制が強化されます。また、一部の区域では、屋根瓦の色が限定されます。

ご意見のあて先、資料の配置場所はこちらです！

提出方法 様式は問いません。住所・氏名を明記のうえ、郵送、ファクシミリ、電子メール、持参のいずれかで

資料配置 8月1日(水)から市役所本庁舎総合案内所/市役所本庁舎都市計画課/市役所駅南庁舎総合窓口/各総合支所産業建設課

※鳥取市ホームページにも掲載しています。

提出期限 8月31日(金)必着

提出・問い合わせ先 市役所本庁舎都市計画課 ☎(0857)20-3271・FAX(0857)20-3048

電子メール tosikei@city.tottori.tottori.jp



都市計画課 秋田俊一郎 課長

ご意見お待ちしています！

市政提案箱 ～市長への手紙～ 平成18年度実施状況

平成18年度に、市民のみなさんから「市政提案箱」へ寄せられた意見・提案などは**526件**でした。たくさんのご意見・ご提案ありがとうございました。

提案内容の分類 (上位10項目)

順位	テーマ	件数	順位	テーマ	件数
1	福祉関係	34件	6	ごみ関係	20件
2	道路の維持管理	33件	7	観光振興	16件
3	交通対策	24件	7	公民館	16件
4	子育て支援	23件	9	図書館	15件
5	総合計画 など	21件	10	公園管理	13件

ご意見をお待ちしています

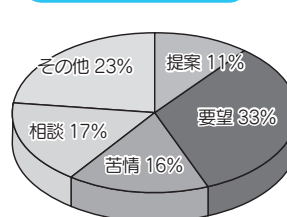
市役所、各総合支所など市関連施設に、切手不要の専用の封筒と用紙を配置しています。また、ホームページからもみなさんからのご意見をお待ちしています。

問い合わせ先 市役所本庁舎市民総合相談課 ☎(0857)20-3158・FAX(0857)20-3053
電子メール shiminsoudan@city.tottori.tottori.jp

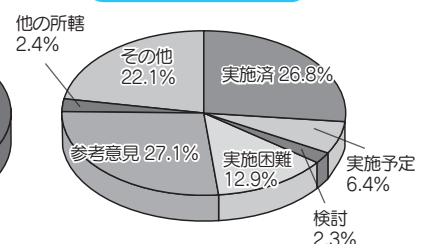
ご要望を受けて実施した主なもの

- 小学校入学前の児童を含む、3人以上の子どもを持つ人に対して、子育て支援カード事業を開始
- 中央図書館に給水器を設置
- ごみのポイ捨て防止、路上喫煙の制限などを内容とした条例の制定に向けた検討など

提案傾向の分類



検討結果の分類



みんなで作ろう！まちづくりのルール

条例素案をつくるのは、市民のみなさんであ！

市民フォーラムを開催します！

「鳥取市みんなで作る住民自治基本条例検討委員会」で検討している内容を広く知っていただくとともに、市民のみなさんから意見をお聞きし、条例素案に反映していくことを目的に開催します。

住民自治に関心のある人や、「住民自治基本条例(仮称)って何？」と疑問をお持ちの人など、多くのみなさんのご参加をお願いします。

■とき・ところ

8月7日(火)	19:00	河原町総合支所 第4会議室
8月9日(木)	20:30	気高町中央公民館 大会議室

※8月7日(火)の会場は、「河原町中央公民館」から「河原町総合支所」に変更となりました。

各種団体との意見交換会を実施します！

現在、次の団体などとの意見交換を計画しています。

- ▶ 鳥取市自治連合会
- ▶ 鳥取市中学校 PTA 連合会
- ▶ 鳥取商工会議所
- ▶ 鳥取市若者会議

日ごろの活動を通じた意見をいただき、条例素案に反映していきます。

『出前説明会』を開催します！

みなさんの地域や職場にうかがい、出前説明会を行います。希望される場合は、下記までお気軽にお問い合わせください。

ポスターとチラシができました！



「みんなで作ろう！まちづくりのルール」を合言葉にした、PR用のポスターとチラシを作成しました。市役所庁舎や地区公民館などの公共施設、各町内会などに掲示、配置していますのでご覧ください。

また、チラシは、「住民自治基本条例(仮称)」について、わかりやすくまとめられています。地域や職場での研修などにご活用ください。

問い合わせ先

鳥取市みんなで作る住民自治基本条例検討委員会(事務局) 協働推進課

TEL (0857)20-3181・FAX (0857)21-1594 電子メール kyodosuishin@city.tottori.tottori.jp

※鳥取市住民自治基本条例(仮称)に関する掲載は、市民広報部会の計画に基づいて行っています。

平成19年度 鳥取市職員採用試験

試験区分	採用予定者数	受験資格	受験案内配付開始	申込受付期間	第一次試験	第二次試験
					試験日	試験日
一般事務 A (大学卒業程度)	5人程度	昭和53.4.2～昭和62.4.1までに生まれた人	8月1日(水)	8月3日(金) 8月23日(木)	9月16日(日)	11月上旬
土木 A (大学卒業程度)	4人程度	※今年度から受験資格年齢を1歳引き下げました				
建築 (大学卒業程度)	1人程度	昭和53.4.2～昭和61.4.1までに生まれた人 ※その他の要件あり				
保健師	1人程度	昭和53.4.2～昭和61.4.1までに生まれた人 ※その他の要件あり	8月28日(火)	8月31日(金) 9月20日(木)	10月14日(日)	11月下旬
文化財専門員	1人程度	昭和53.4.2～昭和61.4.1までに生まれた人 ※その他の要件あり				
保育士	7人程度	昭和53.4.2～昭和63.4.1までに生まれた人 ※その他の要件あり				
一般事務 C (身体等に障害のある人)	1人程度	昭和53.4.2～平成2.4.1までに生まれた人 ※身体障害者手帳等の所持など、その他の要件あり				

※本年度は、高校卒業程度を対象とした採用試験は実施しません。
※詳しくは受験案内または市ホームページをご覧ください。

申込・問い合わせ先

市役所本庁舎職員課 TEL (0857) 20-3107

受験案内・申込書配置場所

市役所本庁舎総合案内所・職員課/市役所駅前庁舎総合窓口/各総合支所/大阪事務所(大阪市北区梅田1-1-3-2200大阪駅前第3ビル22階)